

家計急変世帯フロー

あなたの世帯は、**令和3年度課税**であった世帯員の方がいますか。

はい

いいえ

令和3年度課税であった世帯員の収入がそれぞれ**減少**しましたか。

いいえ

非課税世帯として、確認書が送付されていませんか。
※すでに**非課税世帯給付金**を受給した方は対象外です。

はい

令和3年度課税であった**世帯員全員**の収入が減少していない世帯は対象外です。

令和3年度課税であった世帯員の収入が減少したのはそれぞれ、**新型コロナウイルスの影響**を受けたためですか。

いいえ

コロナの影響でない場合には、**対象外**となります。
ただし、令和4年9月までに新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した場合には、支給対象となる場合がありますので、ご相談ください。

はい

【家計急変世帯】

令和3年1月から現在までにおいて、収入又は所得が以下の金額以下になっていますか。

いいえ

世帯員それぞれが**非課税相当**ではない世帯は**対象外**となります。
(世帯全体として非課税相当となっても対象とはなりません。)

扶養親族等の人数	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
1人(例:配偶者のみ扶養)	137.8万円	82.8万円
2人(例:配偶者+子1人)	168.0万円	110.8万円
3人(例:配偶者+子2人)	209.7万円	138.8万円
4人(例:配偶者+子3人)	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

※年間の収入又は所得が表の限度額以下となります。

はい

家計急変世帯として支給対象となる可能性があります。裏面の必要書類を確認し、申請してください。
申請期限は**令和4年9月30日(金)まで**です。

《家計急変世帯に対する給付金の手続き》

【必要書類】

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）【様式第3号】

※ 必要事項をご記入ください。

- ②簡易な収入（所得）見込額の申立書【別紙】

- ③申請・請求者本人確認書類の写し（いずれか1つ）

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

- ④申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し

※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し

- ⑤受取口座を確認できる書類の写し

※ 通帳やキャッシュカード等の写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

- ⑥「令和3年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（世帯全員分）

※ 「令和3年中の収入の見込額」...給与・年金源泉徴収票、確定申告書、住民税申告書等の写し

※ 「任意の1か月の収入」...給与明細、年金振込通知、売り上げ帳簿等（いずれもない場合は銀行通帳）の写し

※ 事業・不動産収入の場合...経費の金額及び課税(新型コロナウイルスに係る協力金等)が分かる書類等も提出。

- ⑦家計急変に関する申立書 ※⑥の状況を確認できる書類の写しが提出できない方のみ

- ⑧委任状 ※代理人（世帯主以外の方）が申請の場合

- ⑨代理人確認書類の写し（いずれか1つ） ※代理人（世帯主以外の方）が申請の場合。

- ⑩戸籍の附表の写し ※令和3年1月1日以降、複数回転居した方のみ

《申請期限》

令和4年9月30日（金）まで ※当日消印有効

※期限を過ぎて申請された場合は、受付できません。

※不正受給をした者は、罪に問われる可能性があります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

嘉手納町専用ダイヤル

開通期間：令和4年2月7日～令和4年4月28日

T E L 098-923-3810

受付時間 平日9:00～17:00

嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

T E L : 098-956-1111(内線128)